

第2節 慶祝金の給付

(結婚祝金)

第4条 一般会員及び特別会員（以下会員という）が結婚したときに、次の結婚祝金を給付する。

金額 30,000円

2 結婚を理由に退職した会員が、退職後3ヶ月以内に結婚したときに、前項金額の結婚祝金を給付する。

(出産祝金)

第5条 会員またはその配偶者が出産したときに、会員に次の出産祝金を給付する。

1 児につき 金額 20,000円

2 新生児が生後14日以内に死亡したときは、出産祝金に代えて本規則第8条に定める香典を給付する。

3 出産を理由に退職した会員が、退職後6ヶ月以内に出産したとき、前第1項金額の出産祝金を給付する。

(入学祝金)

第6条 会員の子供が小学校、中学校、高等学校に入学したときに、次により入学祝金を給付する。

小学校 金額 20,000円

中学校 金額 10,000円

高等学校 金額 10,000円

(銀婚祝金)

第7条 会員が銀婚記念日をむかえたときは、次の銀婚祝金を給付する。

金額 20,000円